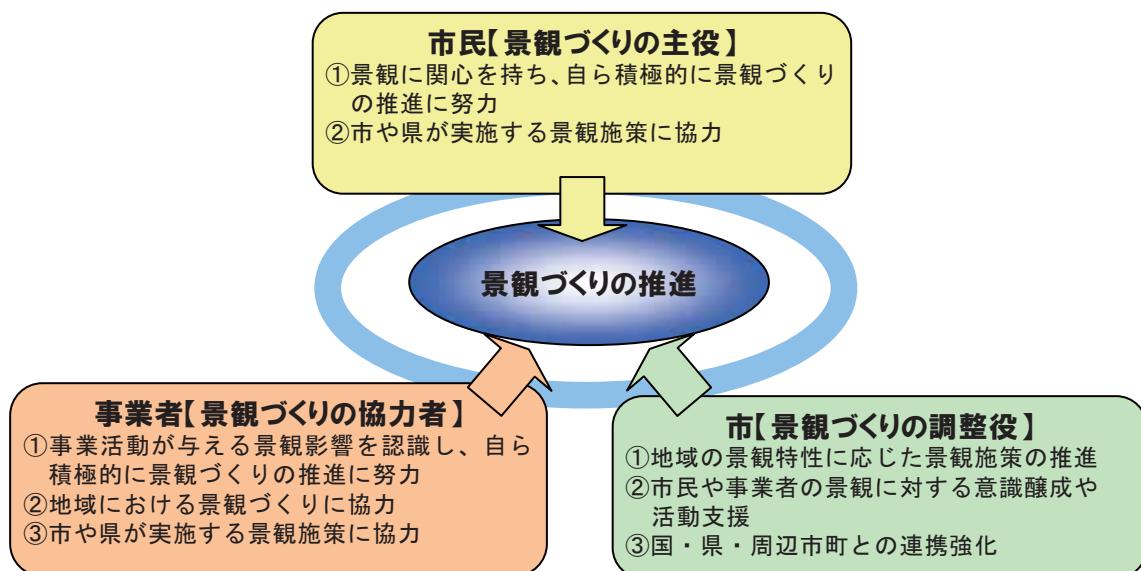


## 第6章 計画の実現に向けて

### 6-1 今後の方針

#### (1) 景観づくりの役割分担

景観づくりは、地域に暮らす人々のすべてが、それぞれの立場に応じて関わり合いながら、創り上げていくことが大切です。そのために、景観づくりの担い手となる市民・事業者・市が良好なパートナーシップのもとに協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら、継続的に景観形成を推進します。市民・事業者・市それぞれが果たす役割を以下のとおりとします。



#### 1) 市民の役割【景観づくりの主役】

① 景観づくりの主役である市民は、景観に関心を持ち、自らが積極的に景観づくりの推進に努めます。

##### ◆身近な景観づくりの推進

市民は、地域の緑化や道路の清掃活動など、身近な景観づくりを推進します。

##### ◆景観を損なう行為の抑制

市民は、ゴミの廃棄・散乱、傷みの激しい建築物・工作物の放置、派手な屋外広告物の掲出など、景観を損なう行為を抑制し、良好な景観の向上に努めます。

##### ◆市民によるルールづくりの推進

市民は、景観づくりの主役であるとの認識を高め、市民主体による景観づくりについて話し合う機会を設けるとともに、景観まちづくり協定や地区計画制度など、景観に関するルールづくりを検討し、お互いの協力・理解によって、良好な景観の形成に努めます。

② 市民は市や県が実施する景観施策への協力に努めます。

◆市や県の景観施策（景観計画）への参加・協力

市民は、市や県が進めている景観施策（景観計画）を十分に理解するとともに、景観づくりの主役は市民であることを認識し、積極的に景観施策への参加・協力に努めます。

2) 事業者の役割【景観づくりの協力者】

① 事業者は、事業活動が景観づくりに大きな影響を与えることを認識し、自らが積極的に景観づくりの推進に努めます。

◆景観に配慮した事業の実施

事業者は、工場や店舗などが景観づくりに大きな影響を与えることを認識し、自らが積極的に景観づくりの推進に努めます。また、建築物や工作物などの建設に直接携わる者として、景観に配慮した事業を実施するとともに、建築主へ助言するなど、良好な景観形成の寄与に努めます。

② 事業者は、地域における景観づくりへの協力に努めます。

◆景観づくりへの協力

事業者は、積極的に地域の景観づくりへ参加・協力することで、地域の景観形成の寄与に努めます。

③ 事業者は、市や県が実施する景観施策への協力に努めます。

◆市や県の景観施策（景観計画）への参加・協力

事業者は、市や県が進めている景観施策（景観計画）を十分に理解するとともに、積極的に景観施策への参加・協力に努めます。

◆景観に関する法制度の遵守

事業者は、景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など、景観に関する法制度を十分に理解し、事業を実施するときはこれらの法制度の遵守に努めます。

3) 市の役割【景観づくりの調整役】

① 市は、地域の景観特性を把握し、その特性に応じた景観施策の推進に努めます。

◆景観特性の把握

市は、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくために、地域の景観特性を把握し、その特性に応じた景観施策の推進に努めるとともに、景観を損なう要因が発生しないよう指導に努めます。

### ◆手本となる公共施設の整備

市は、景観づくりの手本となる建築物、道路、公園などの公共施設整備に努めます。また、景観づくりの上で重要な位置付けとなるまちなみの整備については、無電柱化などの検討を行います。

- ② 景観づくりの調整役となる市は、市民や事業者の景観に対する意識醸成や景観づくりへの支援に努めます。

### ◆景観への意識醸成や景観づくりへの支援

市は、景観づくりに寄与した個人や団体を表彰する表彰制度や景観情報の提供などにより、市民や事業者の景観に対する意識醸成を図ります。また、専門家の派遣などにより、良好な景観づくりに取り組む個人や団体に対して支援する体制を整えます。

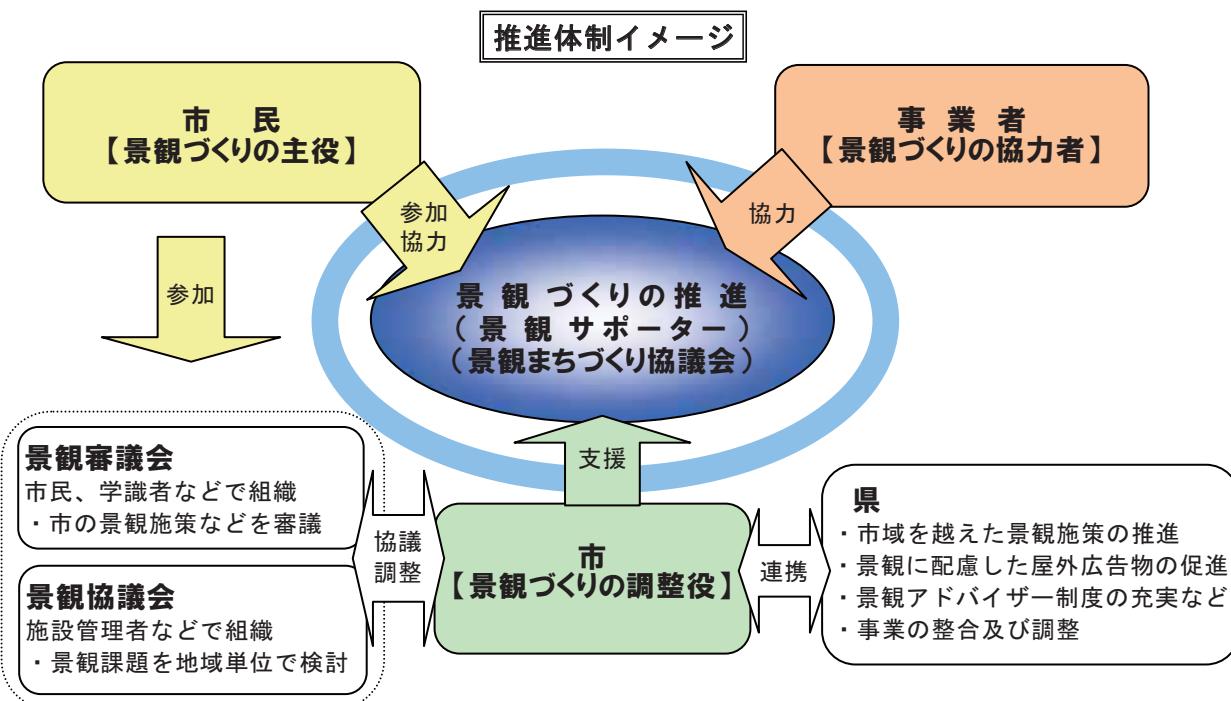
- ③ 市は、国や県、周辺市町との連携を強化し、計画的な景観施策の推進に努めます。

### ◆国や県などとの連携強化

市は、景観づくりを推進するため、国、県、周辺市町との連携を強化し、良好な景観づくりに向けた調整を行うとともに、計画的な景観施策の推進に努めます。

## (2) 景観づくり推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ市民や事業者、各種団体、公共施設の管理者など、多様な利害関係者間の連携や協力が不可欠であり、景観計画の実効性確保のために、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築することが求められます。



## 1) 景観センター

景観の保全・PR活動など、景観づくりのために活動する市民・事業者等を「景観センター」とし、県の制度である景観づくりの指導・助言する景観アドバイザー制度※や景観づくりの提言・広報を行う景観づくりリーダー制度※と連携し、景観づくりの主役である市民・事業者等を支援します。

### ※景観アドバイザー制度

景観形成に関して専門的な知識を有している学識者の方々が、地域の特性を生かした景観づくりのために専門的な立場から住民・事業者等が行う景観づくりに関することや、県及び市町が行う景観づくりに関すること等に関して講演や助言を行う石川県の制度です。

### ※景観づくりリーダー制度

地域の景観づくりに関して専門的な知識を有している方々が、必要な提言や広報活動を行う石川県の制度です。

## 2) 景観まちづくり協議会

住民が主体となり良好な景観づくりを推進することを目的に「景観まちづくり協議会」を組織できるものとします。景観まちづくり協議会は、良好な景観形成に関する計画を作成し、住民や事業者等の合意形成が図られた景観まちづくり協議会と市長は協定を締結することができます。景観まちづくり協定に係る区域内の住民や事業者等が、景観法に基づく行為をしようとするときは、**景観まちづくり協定**の内容を十分理解し遵守するものとしています。

## 3) 景観審議会の設置

景観形成及びそれを推進するまちづくりに関する事項の調査及び審議など、市の景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表者等によって構成される「景観審議会」を設置します。

## 4) 景観協議会

景観法第15条に基づき、景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体・景観重要公共施設の管理者などで「景観協議会」を組織できるものとします。必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参加し、幅広い内容について協議できるものとします。

## (3) 重点地区追加による景観づくりの推進

本計画は景観特性を踏まえ4つの景観エリアに分けて景観づくりの基本的な考え方を定めていますが、中でも住民が主体となり独自の基準を定めている地区は「重点地区」に位置付けています。同様に独自基準を定め、良好なまちなみ景観や都市景観を創出する地区を市民・事業者・市の協働により新たに追加します。

一般の地域に比べ、重点地区は住宅の新築なども届出が必要となります。まずは比較的ゆるやかなルールから始め、住民意識の醸成に合わせて独自基準の変更

や都市計画法に基づく地区計画制度へと移行していくといった段階的な景観づくりを進めます。

#### (4) 景観協定

景観法第81条に基づき、建築物・工作物などの景観に関する様々な事柄について一体的な協定として「景観協定」を締結することができます。景観協定は、土地の所有者などの権利者全員の合意が必要となりますが、第三者に譲渡された場合も協定が有効になります。

権利者全員の合意が必要となりますので、協定締結の条件が厳しいものではありますが、住民意識の高い地区や新しい住宅地の開発の際は協定締結の検討を行います。

#### (5) 都市計画制度の活用

都市計画法に基づく地区計画制度における行為の制限は、全ての建築物や工作物が届出対象となり、配慮規定が主である景観法に基づく制限よりもさらに厳しい制限となります。住民意識の醸成に合わせた重点地区から地区計画制度への移行は住民の意見を十分に反映し、検討を行います。

#### (6) 関連計画や協定などとの整合・調整

都市計画法に基づく地区計画や都市緑地法に基づく緑地協定などを定める場合は、本計画の趣旨を踏まえるものとします。

また、白山市景観条例に基づき協定を締結する場合は都市計画マスタープラン、観光マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画などの趣旨を踏まえた協定の締結に努めます。

#### (7) 県との連携・調整

いしかわ景観総合条例に基づく眺望景観の保全や高さが60mを超える建築物等の景観影響評価、景観に配慮した屋外広告物の促進などの景観施策は本計画策定後も県が許認可事務を行います。このような景観の影響が市域を超えるものについては、広域的な景観施策を推進する県と連携を強化し、良好な景観づくりを推進します。

#### (8) 白山市公共事業景観形成指針の策定

景観づくりの手本となる公共施設の整備を推進するため、周囲の景観との配慮事項等を整理した白山市公共事業景観形成指針を策定します。

また、指針をわかりやすくまとめた解説書として白山市公共事業景観形成ガイドラインを策定します。合わせて整備指針チェックリストを作成し、設計・施工時の景観への配慮徹底をめざします。

## 6－2 市民参加の促進

### (1) 景観情報の提供や広報活動の推進

景観づくりの主役である市民や景観づくりの協力者である事業者が、景観づくりに対して興味を抱いてもらえるように、パンフレットの配布やホームページによる景観情報の提供など景観に対する広報活動を推進します。

また、各種公共事業や公共性の高い民間施設整備（面的整備、再開発ビル、バス停、駅、公園の売店など）について、景観に対する配慮を十分に行えるよう、白山市公共事業景観形成指針及びガイドラインを策定し、実際に工事を行う建設業界に対して研修会などを開催します。

### (2) 景観づくりに対する支援

美しい景観を守り、育て、創る、景観づくりに積極的に参加してもらうため、勉強会などの開催や、景観の専門家である景観アドバイザーの派遣による景観教育を実施することで、景観づくりの人材を育てます。

また、まちなみ重点地区やまちづくり重点地区として協定が締結された協議会や、景観重要建造物等に指定された建造物などの保全等に対し支援を行います。これまで特徴的なまちなみ景観地区として事業を行ってきた地区（まちなみ重点地区）については従来どおり支援を継続していくとともに、新たな協定地区についても支援を広げます。

### (3) 表彰制度の創設

景観に配慮した建築物・工作物の建設や景観まちづくりに取り組む地区で良好な景観形成又は地区の先導・牽引となる景観づくりに寄与する個人や団体の表彰制度を別に創設します。

また、連続する三軒以上の建築物等の所有者、使用者が良好な景観づくりを行うことへの表彰制度もあわせて創設します。

## 6－3 景観計画の充実に向けて（景観計画の改訂）

白山市景観計画は、地域の景観に関する意識の醸成や社会経済情勢の変化などを踏まえて必要に応じて内容を見直し、基本目標に基づき改訂（充実・強化）していきます。

そのため、社会情勢に大きな変化があった場合などにおいて、景観づくりの進捗状況を評価して、適正な見直し・改善を図り、景観づくりを推進します。

また、改訂の必要性が確認できた場合や市民から景観計画について提案があった場合には景観審議会に諮り、改訂について検討を行うものとします。